

VITA 01 北海道車両規定

本規定は、VITA 01 北海道レースシリーズ規定に参加する車両の構造、安全設備、改造許容範囲を定める。

1. 定義

本車両は、ウエストレーシングカーズ㈱社製『VITA 01』を用いたレースとする。車両は、出荷時の外觀形状とマシン構成部品を保持した状態で、これを維持していなければならない。なお、ウエストレーシングカーズ㈱社がマシン製作上変更した場合はこの限りではない。

2. 材料規制

以下の材質の使用は禁止される。
マグネシウム・チタニウム・カーボン・アラミド繊維など

3. 車両規則

エンジンおよび補機

- 1) エンジンは、トヨタ社製「1NZ FE型」を使用し、最大排気量は1500ccまでとし、エンジンおよび補機は、下記の項目を除き変更をしてはならない。ただし、シャシーにエンジンを搭載するための最小限の変更は許される。
- 2) 過給器は装着出来ない。
- 3) サーモスタッドは自由。
- 4) オイルフィルターは自由。
- 5) エアフィルターは自由。
- 6) 燃料ポンプは自由。
- 7) クラッチディスクは材質の変更のみ認められる。
- 8) エンジンはダイナモ（その登録車両に取り付けられているもの）及びダイナモベルトを付けた状態とし、そのダイナモは発電機能をさせた上で取り付けていること。
- 9) シリンダーブロックはホーニングのみ認めるが、オーバーサイズピストンは認めない。
- 10) エキゾーストパイプは1次集合までは純正品を使用し、テールパイプは自由とする。
- 11) ECUの一切の変更および改造は許されない。

4. 車体と寸法

車両の最大長 3,712mm
 車両の最大幅 1,600mm
 ホイールベース 2,150~2,250mm
 フロントオーバーハング 800mm以下
 リアオーバーハング 800mm以下
 高さ 950mm

（安全ロール構造体を除き地上から950mmを超えてはならない）

- 1) ボディは吸気と排気パイプおよびエンジンの上部の突き出しを除き、すべての機械的構成要素を覆うこと。
- 2) ボディはホイール上の張り出し、少なくともホイールの円周の1/3にわたり効果的に覆いタイヤの幅も覆うこと。

5. 最低重量

車両の重量は600kg以上とする。（レース用装備品をすべて着用した状態のドライバーを含めた、競技の行われている全ての期間中の重量を言う。ただし燃料は含まない）

6. 駆動

最大2輪とする。
また、デフの形式はフリーデフのみとする。



2011北海道クラブマンカップレースシリーズ

VITA-01 北海道 車両規定

オーガナイザー MSF株式会社
十勝スピードウェイクラブ

協力 ビクトリーサークルクラブ

7. ギアボックス

前進5段、後退1段を越えるものであってはならない。
トヨタ社製「1NZ FE型」エンジンに装着されていた標準のギアボックスを使用すること。また、そのギアボックスの改造もしくは変更は許されない。

8. 後退ギア

すべての車両は競技会の出走時において作動可能な後退ギアを含むギアボックスを有さなければならない。また、着座したドライバーによって操作出来ること。

9. 運転席

運転席に着座するドライバーは進行方向に直面するようになっていなければならない。

10. ホイール

- 1) 15インチ径のホイールを使用すること。リム幅は最大7.0インチまでとする。
- 2) 材質は鉄またはアルミ軽合金とする。

11. タイヤ

- 1) スリックタイヤは不可。
- 2) タイヤは市販ラジアルタイヤとし、タイヤサイズは195/55-15とする。
- 3) タイヤウオーマー・タイヤの加工（溶剤の塗布など）は禁止される。
- 4) ハンドカットによるタイヤの加工は禁止される。

12. サスペンション

サスペンションは出荷時に装着されていたショックアブソーバーの使用のみ認める。サスペンションスプリングの変更は可能とする。

13. 制動装置

同一のペダルによって操作される2系統の回路を有し、次の条件に合うものでなければならない。ペダルは通常4輪を制御するものであること。制動装置のパイプに漏れがある場合、もしくは制動伝達装置に何らかの欠陥がある場合でも、ペダルは少なくとも2輪を依然として制御するものであること。

- 1) ブレーキディスクは鉄製に限定される。ベンチレーテッドディスクは認められる。ディスクへの穴あけは禁止されるが、スリット加工は認められる。
- 2) ブレーキキャリパーは最大4ピストンまでとし、各ホイールにつき1個でなければならない。ブレーキパッドの材質は変更は許される。

14. 赤色警告灯

12ワット（相当）以上の赤色警告灯2個と停止灯2個を後方から明瞭に見えるように取り付けること。赤色警告灯は競技長の指示により常時点灯できる構造でなければならない。

15. 燃料パイプ、タンク、ケーブルおよび電気装置

- 1) ライン/ケーブル/電気装置
ライン、ケーブルおよび電気装置が、その取り付け位置/材質/連結方法等に関して航空機工業基準に準拠していない場合、次のことを生じるいかなる漏れもないよう取り付けなければならない。
- コクピット内の液体たまり
- コクピット内への液体の侵入
- 電気または電気装置と液体の接触
もし、ケーブルラインあるいは電気装置がコクピットを通過する、またはコクピット内に取り付けられている場合それらは防火材でかつ液体の侵入を防ぐ材料によって完全に覆われていなければならない。
- 2) パイプライン
エンジンに常設されているパイプラインを除き、コクピットの外部にあるすべての燃料パイプラインは、最大作動温度135℃で、41MPa（bar）の最低破壊圧力を有していなければならない。
- 3) 燃料タンク
下記に従い、JAF/FIA公認の安全燃料タンクの装着が義務付けられる。
A) タンクの数1個、なおコレクタータンクの使用は禁止される。
B) 取付位置はシートバックとエンジンルームとの間とする。

